

これまでの環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

第5回環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）（未定稿）

## 1. 中間報告について

委員名	意見概要
A委員	・総合政策部会で委員長が「手直しをすべき点は・・・」と言われているが、特にS E Aのどの部分について議論があったのか。
委員長	・具体的な修正の指摘はなかったが、いただいた様々なご指摘について委員会でもう一度よく検討する、と回答した。

## 2. 戦略的環境影響評価について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法を踏まえ、民間も環境影響があれば対象にすべき。</li> <li>・「本来は計画の立案段階からS E Aをすべきだが、事業の位置・規模等の検討段階は事業アセスでもできる」とまとめた方がよい。</li> <li>・法施行時から自然環境保全基礎調査等により生物関係の情報が蓄積されており、スクリーニング手続でも情報活用すべき。</li> <li>・自然環境保全基礎調査の予算は減額されたが、こういったものを活用して、スクリーニング段階で生物多様性の配慮をしていくこともS E Aの一つであり、是非予算をつけていただきたい。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界への貢献という点でS E Aを導入すべき時期に来ている。</li> <li>・例外規定を設けると制度に支障を与えかねない一方で、全てが同じ線上に揃っていないので、運用の柔軟性が大切。</li> <li>・位置規模だけではなく、配置や構造など様々な複数案があり得る。</li> <li>・ティアリングについては、手続を省略し過ぎない方がよい。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業計画の立案段階からの環境配慮」と考えると発電所の事業特性を踏まえた新たな対応として、生物多様性に関して希少種の文献調査やレイアウト、冷却方式、取放水の位置など配慮可能な検討結果等を、配慮結果として方法書に記載することや、本専門委員会でも議論されている方法書説明会の場で説明することは可能。</li> <li>・S E Aガイドラインは3つの点で問題がある。1. 建設計画公表前のS E A実施は困難。2. 建設計画の前後に関わらず、燃料種、地点、出力、発電方式等の複数案提示は難しい。3. 建設計画公表後、事業アセス前に別途S E A手続を義務付けることは内容・手続の面で現行の方法書との重複部分が多く疑問。</li> <li>・S E Aを原発の立地やリプレースにも義務付けるとアセス期間の長期化、コストアップにつながる。先に述べた実行可能な取組を行うことで「事業計画立案段階からの環境配慮」を充実できる。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数案に柔軟性を持たせることには賛成。</li> <li>・住民にとっては、早く知り意見が言いたいので、できるだけ早い段階から公表して、市民が参加できるような形にもっていくことが重要。</li> <li>・S E AとE I Aを全く切り分けて時間をかけて行うよりは、両方の中で実</li> </ul>

	質的な配慮がなされるようにすることが大切。
E委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改正で対象とするのは個別の事業計画検討段階。より上位の計画や政策段階は今後の課題。</li> <li>・複数案の考え方は、事業者、事業の内容によって柔軟に設定する工夫が必要であり、基本的事項の検討などで整理を行う必要がある。</li> <li>・SEAガイドラインにあるように、環境面の評価結果を中心に扱うべき。</li> <li>・発電所に例外規定を設けない方がよい。C委員のご発言で配置や構造の複数案は検討可能とあったが、SEAの制度の中に位置づけられないのか。</li> <li>・SEAで得た知見は、EIAで活用されることが望ましい。</li> </ul>
F委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SEAの概要を明らかにすることは、今の整理を絞って考えると明らかになる。</li> <li>・SEAは正面から取り組まなければならない課題。前回、宣言的に盛り込むこともあったと思うが、出来る限り明確にすることが望ましいと考え方が変わった。</li> <li>・発電事業については、SEA導入を前提としてどのような特例が可能か検討すべき。</li> <li>・ティアリングの考え方を明確にすべき。負担や時間をかけSEAを行う以上、事業者としての利益もあってしかるべき。</li> </ul>
G委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い環境コストに関して十分な情報を適切に活用し、多様な主体の間で情報交換することで、事業者も悔いのない意思決定をすることに意義がある。適切な意思決定に資する十分な予測を含む評価が必要である。</li> <li>・これまでの事業アセスで生物多様性の機能を果たせなかったから、関係者はSEA制度を切望している。生物多様性基本法ができたとしても、理念を示すだけでなく、実際に実効性のある制度をつくることは、環境の国、日本をアピールするいい機会。</li> </ul>
H委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議論の経緯や様々な課題を考慮すると、事業の位置・規模等の検討段階、いわゆる構想段階といわれているものにまず取り組むべき。</li> <li>・事業計画は、環境面だけでなく、社会面、経済面等を総合的に勘案して決定していくので、整合性あるシステムづくりを検討してほしい。</li> <li>・また、構想段階においてSEAのみが法定手続きとならないよう、対応する事業計画の法制度化等についても検討の要請が望まれる。</li> <li>・法制化することで形骸化しないような、詳細設計の検討が必要。</li> </ul>
I委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法の趣旨を踏まえて立案段階から対応するSEAの導入は必要。</li> <li>・今検討しているのは日本版SEAで諸外国のSEAとは違うので、民間事業に関しても複数案の検討をすることは、実施可能ではないか。</li> <li>・複数案には、配置・構造等様々な種類があり、事業種によっても形態が異なることから、ある程度柔軟に考えて良い。</li> <li>・環境面からの客観的な評価を意見するのが必要で大臣意見を入れる必要がある。公衆の意見を聞く手続も一般的には必要である。</li> <li>・日本版SEA導入に当たり、透明性確保のため方法書の前に環境配慮書を公表することが必要。</li> </ul>

副大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員（A委員、D委員）からはE I Aの充実でよいという意見もあったが、方法書の前に実施する必要性については明確に宣言していただく必要がある。</li> <li>・今後、各委員の意見を受け、制度の見直しに着手したいと思うので、この点について委員長にご配慮願いたい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法第25条の精神を生かさないと今回の改正が国会の意思に応えたことにならないし、皆さんも総論的に一致している。</li> <li>・E I Aの充実でよいという意見があるようだコメントをいただいたが、E I Aに繋がるという発想法で行わざるを得ない、という意見が大勢と理解している。</li> <li>・日本版S E Aという言い方が出たが今までの制度の趣旨を生かすなら、事業者等が手続に参画していただく仕組みとせざるを得ない。</li> <li>・手続を頑なに決めると形骸化するおそれがあり、それは避けるべきといった意見があったが、これは重要な視点である。</li> <li>・S E Aの本格実施のためには、事業者提供できるよう、国が情報収集しておく必要がある。</li> <li>・国はS E Aの本格実施についてかなり責任があることを報告書の中にまとめていかなければならない。</li> </ul>
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・S E Aをこの機会に取り入れていくべきだと宣言することについては賛成。（副大臣から「E I Aの充実でよい」と自分が発言したとされたことに対し、）現実的に対応できる部分を法改正により盛り込むという意味であり、決してE I Aの充実でよいといったつもりはない。</li> <li>・累積的影響、広域的影響についてもスクリーニングで実施可能ではないか。（委員長から、今後検討したい旨回答）</li> </ul>
E委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境評価のため、自治体・住民の関与は必要。事業者の事前相談も多いため、自治体環境部局が柔軟に関われる制度とすべき。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（副大臣から「E I Aの充実でよい」と自分が発言したとされたことに対し、）委員長のいうとおり、S E Aの精神がしっかりと位置づけられることが大事と思って発言したものである。</li> </ul>

### 3. 事後調査について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体アンケートの結果や事例を見ても公表されたことで環境保全措置が進んだ事例が報告されているので、報告や公表は義務化すべき。</li> <li>・事後調査期間を一概に設定する事は難しいが、この事業種にはこの項目が必要とかこの項目はこういうところまでなど一定の考え方を必要最小限示すことは必要である。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に関連する保全措置が、どれだけ効果があったか確認できれば、事後調査結果が後のアセスの役に立つ。保全措置を進める上でも、利用できる形で公表すべき。</li> <li>・調査期間について、2年～3年の調査結果では地域の個体群が保全できたかどうか評価する事ができない。ローコストで確認できるはずであり、特に移植であれば継続調査を行う事が必要である。</li> </ul>

C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査期間について、生物多様性分野では影響が出るまでには時間がかかる。例えば利根川河口堰では、食物連鎖を通じて生態系の上位種に影響が出てくるまで13年かかった。</li> <li>・事後調査を何のためにやるのかという方向性をしっかり持つこと。アセスで実施した環境保全措置がどうなったか、定量的な把握をして提案していけるようにならないと生物多様性の潮流に乗り遅れる。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後調査の目的、いつまで誰がやるのか、また、環境を管理する自治体の役割との関係について整理が必要なため、どのような場合に事後調査をやるのかなどを整理しなければいけない。</li> <li>・公共事業においては、事業が完成すれば予算がつかなくなるのが現状なので問題となる。</li> <li>・法で事後調査を行うことになっているのに結果が公表されないことについて、改善すべきという点は意見が一致している。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業では最後は事後評価までやるようになってきたので、予算、人材の手当があると十分にできる。</li> </ul>
E委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後調査を実施し、許認可等権者へ報告し、公表の主体は事業者あるいは許認可等権者のどちらでもよいが、結果が公表される手続を義務付けることが重要である。</li> <li>・事後調査は、環境保全措置が適切に実施されるかどうかを把握することが本来の目的であるため、環境保全措置の実施状況についても報告の内容に含めることが重要である。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセス法でできる事後調査やモニタリングには限度がある。生物多様性基本法、種の保存法や自然再生推進法と連携をとることが必要。</li> <li>・国が自然再生の目標を示し、それに向かって事業者が取り組む仕組みが必要ではないか。そうでなければ、ノーネットロスさえ達成できない。</li> </ul>
F委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後調査を実施しているのに、その結果が公表されないのは、事業者にとっても不幸なこと。社会の信頼性確保のために公表すべき。</li> </ul>
副大臣	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事後調査の実施、報告、公表については、ほとんどの委員から、実施すべきという意見をいただいた。</li> <li>・調査期間の問題が悩ましいと思う。具体的に期間が設定された方が事業者にとってはわかり易いと思うが、利根川の例を聞くと不安も当然でてる。</li> <li>・他省庁にも相当影響を及ぼす課題であるが、責任をもって取り組みたい。調査期間については今日の議論等を踏まえ、整理いたしたい。</li> </ul>

#### 4. その他

委員名	意見概要
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回の委員会は、事務局でとりまとめる報告書案について議論していただきたい。</li> <li>・論点を問わず、報告書案に盛り込むべき意見があれば、来週水曜日(20日)までに事務局に連絡いただきたい。</li> </ul>

各項目のA, Bはその項目での発言順を指すものであり、同一委員を指すものではない。(ただし、同項目内のA, Bは同一委員を示す。)

#### 第4回環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

##### 1. 前回指摘事項について

###### (2) 条例で風力発電所を対象とした事例における鳥類の種類について

委員名	意見概要
A委員	・影響を受けると考えられる鳥類は全国的・国際的な視点から配慮が必要な渡り鳥が多く、風力発電施設の環境影響評価は、法に基づく環境影響評価によって行われるべきである。

##### 2. 環境影響評価の内容及び環境影響評価技術について

###### (1) 評価項目の拡大について

委員名	意見概要
A委員	・たとえば、文化財のとらえ方は地方によって差異がある。 ・評価項目の追加は、事業種に工夫や地域固有の取組であり、全国一律に取り組むよりも、各々の制度で対応した方がより適切な対応が可能。法律で一律的に対応することは避けた方がよい。
B委員	・法律による制度の対象としては、環境基本法の射程範囲とした方が国民の意識に合致したものではないか。 ・危険性の排除とか安全の確保などは、個別の事業法や規制法で対応すべきである。
C委員	・歴史的・文化的項目について、今後追加へ向けた検討の余地を残してほしい。 ・地域の環境影響を評価する際に、地域独自の視点がケースバイケースで盛り込まれた方がよい。
D委員	・A委員の意見に賛成。 ・同じような項目を評価することで効率的でない環境影響評価となる懸念があるので、環境基本法の射程範囲のスタンダードセットは位置づけておいた方がよい。
委員長	・環境基本法の枠内では対象項目としてもよいが、環境影響評価制度では、定量的な評価を求められる面が大きいので、定量化できないものを何でも追加とはならない。地域特性もあるので条例による対応が適当。 ・法改正でどこまでいれるかに関しては、柔軟に考えなければならないということで委員の意見は概ね一致している。

###### (2) 生物多様性オフセットに関連する取組について

委員名	意見概要
A委員	・地球温暖化や生物多様性保全など環境問題の進展に伴い、環境影響評価に求められる予測技術や評価技術は複雑化している。運用面として、技術水準の確保・向上を図るために、実務や行政面の研修、情報交流の取組等を一層、促進する必要がある。

B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性 2010 年目標の反省点として、計量可能な目標ではない、ベースラインがはっきりしない、の 2 点があり、は H E P に基づく生物多様性オフセットで問題解決できるが、は懸念が残る。</li> <li>・生息地破壊、外来種、温暖化などによって著しい影響を被る以前の状態をベースラインとした環境保全措置がとられるのであれば、プラスの評価がされるという環境影響評価制度が求められる。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的な事項は法律というより基本的事項の問題であり、別に検討会を設けて議論する方がよい。この場で法律の問題として議論するのは適当ではない。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H E P については、現状では一律に定量評価することは困難であり、定着するにはもう少し時間や経験が必要と考えてよいが。 (様々な課題があり、国内外事例の積み重ねが重要と事務局から説明。)</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ H E P については、今後の事例の積み重ねが必要。定量的評価といっても信頼性の問題もあるため、直ちに法律に位置づけるわけにはいかないということで意見が大体一致した。</li> </ul>

( 3 ) リプレース等への対応について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス削減の効果を考慮すると、なるべく早く運用に入れた方がよい。リプレースは現状非悪化であり、設備的、技術的に改善されることから、アセス手続の期間を通常の手続きよりも短縮できるようなことも考えていただくことは非常に大事。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ベスト追求型という原則と同時に、効率的でメリハリある評価ということから、リプレースは火力発電所に限って特別に扱うことに違和感はない。</li> <li>・火力発電所のリプレースについては特別に手続を短縮することに賛成であり、制度に位置づけることが望ましい。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境影響評価法の精神であるベスト追求型の観点から、アセス手続の簡略化は難しく、調査項目の絞り込みを検討すればよい。調査項目が減れば、手続の期間の短縮に繋がる。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に工業地帯などで、火力発電所のリプレースはもう少し柔軟に対応することに賛成。</li> <li>・福島火力発電所の事例では、CO2 削減量について知事意見・大臣意見で指摘され、社会的な課題となった。チェック体制の整備といった社会的な信頼関係は残した方がよい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総論的には何かしら柔軟な対応が必要で、運用面か制度面かといった立法技術的な検討で手抜きだと言われない担保をどうするかを考えることが必要、で意見が一致した。</li> </ul>

( 4 ) 複数案の検討について

委員名	意見概要
-----	------

A委員	・複数案の検討の義務化は、すでに8割は複数案の検討がなされており、残りは検討の意味がなかった例と推測され、制度化の必要性に欠ける。
B委員	・競争環境にある民間事業者が事業戦略や重要な技術情報に係るデータを公開せざるを得なくなり、公正な競争を阻害する可能性があるため、一律に法で義務化することには無理がある。

### 3. 環境影響評価の審査について（審査会の活用について）

委員名	意見概要
A委員	・専門家の意見をいつ、どのような人からどういう理由で聴取して意見形成したか、過程の透明性を発信できるようにするといった運用上の工夫が求められるのではないかと。
B委員	・諸外国で第三者機関を設けているのは2カ国のみである。自治体で審査会を設けており、国で設けると重複感があるため、恒常的に設置することは効率的でない。 ・他法令に例があるので、大臣意見形成のために専門家に意見を聴く手続を入れてはどうか。
C委員	・一定の要件に合致する場合に、有識者の意見を聞くという仕組みが良いのではないかと。 ・地方公共団体の審査能力の向上等に積極的に努めていく必要があり、国による一定の支援が必要である。
D委員	・審査会設置の義務付けは負担が大きい。ただし、（A委員のいう）過程の透明化が市民の安心にも信頼感にも繋がる。 ・地方で住民意見が多い案件については、国の中央審議会等で意見交換又は状況説明などの対応をすれば透明性の確保につながる。
委員長	・審査会の設置等、全件について制度的に何かを構築することは問題という点で意見が一致。 ・透明性については、立法的に解決すべき課題か運用上の問題かという問題があるが、多くの国民に触れるという意味では、できる規定を置くこともありうる。

### 4. 戦略的環境影響評価について

委員名	意見概要
A委員	・戦略的環境アセスメント（SEA）は多くの自治体で導入に向けた検討を進めている。国でもPIガイドラインに基づく住民参加の実績やSEAガイドラインの適用事例もある。蓄積された事例を踏まえ、国の事業においては、今後、制度化に向けた積極的な取組が必要である。
B委員	・SEAを実施する理由は二つある。（1）複数案の検討によりSEA結果を事業の計画変更反映しやすくする、（2）同一地域に複数の事業が計画されるなど、個別の事業アセスでは対応できない広域的、複合的影響に配慮する。条例によって（1）の問題については解決されるが、（2）の問題については生物多様性保全上、懸念が残る。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性基本法第 25 条の規定、生物多様性 2010 年目標およびポスト 2010 年目標の実現のためにも、SEA を法制化し、全国的国際的な視点から事業の実施における適正な配慮が実施されることを望む。</li> </ul>
C 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外において民間の SEA 事例はないと認識している。</li> <li>・民間企業にとって、計画の意志決定がなされていない段階での計画公表は、事業戦略や重要な技術情報に係るデータの開示を求められること、また投資計画の不確実性が増すことを意味し受け入れは困難。</li> <li>・現行でも、方法書で事業の検討経緯等を明らかにすることになっており、また、必要に応じ事業の計画を変更することにもなっているので事業計画の早期段階から環境配慮は十分実施されている。現行の事業アセスをベースに取組を進めるべき。</li> </ul>
D 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来的には民間にも適用はあり得るものの、当面は、国の公共事業に限って規模段階 SEA の対応をすることは考えられる。</li> <li>・手続が重複することは価値があるわけではないので、東京都条例のように、制度化に際してはティアリングという手法をセットで位置付ける必要がある。</li> </ul>
E 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SEA は取り入れるべきであるが、一律に義務付けるのではなく、国や公共事業には取り込み、インセンティブのためのティアリングも必要。</li> <li>・ただし、電気事業者も市民の意見を早期段階において取り入れることは、結果的に、早く進むことにつながるのではないかと。早期段階の市民参加の検討の場を整えることも検討してよいのではないかと。</li> </ul>
F 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法制度化に当たり、対象を国だけに限らず民間も一緒に考えるべき。ただ、SEA の確立した方法がなく、法的な効果を見るには時期尚早ではないかと。ガイドラインによる事例の積み重ねが必要。</li> <li>・法制化は、将来において必要と宣言的に盛り込むことはあり得る。それにより民間企業においても準備ができる。</li> </ul>
G 委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事例の積み上げが大切。民間企業か公共かではなく、環境影響があるかどうかを対象とする基準ではないかと。法規制がないためにアセスメントが適切に実施されない事例を集めるべき。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SEA を宣言的に盛り込むことはあり得る。実績も積み重ねるべきであるが、中間報告では、単に事例の積み重ねを待つ、という結論を出すわけにはいかない。</li> <li>・早期段階において環境配慮を織り込むべき、とは合意できている。既に実績のある国等が行う公共事業を対象として、その取組を課すことには前向きに分かるように入れる方向だが、民間企業も直ちに行うべき、ということには無理があるだろう。</li> <li>・結論としては、早期段階における環境配慮はするべきであるが、SEA について現在完全なモデルはなく、民間事業を含め全事業を対象とするかどうかについてはまだ合意できていない、ということか。</li> </ul>

5. その他の課題（不服申立・訴訟手続について）

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の手続や評価内容に不十分な点や誤り等が認められる場合には、環境大臣の意見提出、許認可等への反映が現行の仕組みであり、制度を適切に運用していくことが必要。</li> <li>環境アセスにおいて訴訟制度を構築する場合、抗告訴訟の原告適格の要件を定めることが必要となるが、環境影響評価法において原告適格の範囲を拡大した場合、都市計画法等、他制度との整合性にも十分に留意し、長期的課題として検討していくことが必要であると考え。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の見直しを機に団体訴訟について検討することはあり得る。一般法で規定するにせよ環境影響評価法で規定するにせよ、是非検討すべき課題。</li> <li>手続の瑕疵における抗告訴訟を想定しているため、合意形成に否定的になることは杞憂である。</li> <li>原告適格については、立法化についてはすぐにでも着手すべきと考えるが、慎重な意見が多いようなら、近い将来に検討すべきである。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法に訴訟制度を入れた場合、事業の円滑な実施の妨げになるような訴訟が増える可能性も十分考えられる。不服申立のような制度を入れると、環境影響評価が事業の合意形成のプロセスとなり、環境情報の形成という本来のあるべき姿と乖離するのではないかと。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法に訴訟制度を位置付けることには消極的である。原告適格について、簡単ではないが、将来的には道がないわけではない。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価法に不服申立の制度を入れることで、アセスの本質が変わるのではないかについては検討に値するものの、手続法に不服申立の制度を組み込めないわけではない。</li> <li>将来において検討は必要であり、環境影響評価法が突破口となり得るが、直ちに具体化は難しい。次の制度見直しの時期には検討する必要があると考える。</li> </ul>

6. 環境影響評価制度専門委員会中間報告骨子（案）（第2回・第3回関係部分）について

(1) 条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>場合によっては自然公園法や、森林法等と風力アセスの際に求められる手続で重複の規制になる部分が出てくるように思えるのでその点を重複しないよう整理できればよい。</li> </ul>

(2) スコーピング手続について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>方法書段階の説明会の開催については、もう少し踏み込んで、義務化の方向で整理する趣旨に表現を強めてはどうか。</li> </ul>

(3) 現状では環境大臣意見提出のない事業の取扱いについて

委員名	意見概要
A委員	・全国的な視点から生物多様性や温暖化対策に対する意見は地方分権の流れにも留意の上、いつでも環境大臣に意見を述べられる仕組みとすべきである、という表現にすべき。
B委員	・環境大臣の関与を設けることが必要であるという書き方は、分権の時期でもあるため、関与という言葉は外して、例えば環境大臣が意見を提出することができる、のようにしてほしい。
C委員	・生物多様性等については、場合により環境大臣が意見を指導的に言わなければならないことがあるかもしれないので、A委員の意見に賛成。

(4) 事後調査について

委員名	意見概要
A委員	・「事後調査の実効性を高めるため、結果を行政や第三者が確認できるよう・・・」とあるが、報告を受けることを考えれば、許認可等権者という言葉を入れるべき。
B委員	・事後調査について、結果の公開により環境保全措置への対応を促す、技術的な水準を高める等の意味があるため、公表を事後調査の法制度化に盛り込むことが大事。

(5) 許認可の反映について

委員名	意見概要
A委員	・許認可に反映するためにアセスというのはもともとやっていることを考えると、是非考える必要があるので、許認可をする場合に理由を公表し、そのためにマニュアルをつくるなど運用面の対応を検討してはどうか。

(6) 環境影響評価手続の電子化について

委員名	意見概要
A委員	・電子化は、推進の方向におよそ合意ができていると思うので、電子公開を行う上で問題点の整理はするが、手続の義務化を考えるべきではないか。

各項目のA, Bはその項目での発言順を指すものであり、同一委員を指すものではない。不在委員による書面意見を含む。

### 第3回環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

#### 1. 前回指摘事項について

##### (1) 生物多様性関係

委員名	意見概要
A委員	・来年は名古屋で COP10 が開催され、生物多様性の保全に関する動向に関心が高まっている。生物多様性オフセット等生物多様性の保全に関する新たな技術動向について整理してほしい。
B委員	・生物多様性情報については、可能な限り最新のものを掲載してほしい。 ・レッドデータブックは 2008 年に更新されているが、HP が更新されておらず、対応が遅いのではないかと。
委員長	・記者発表するのみで済ませているかもしれないので、調べてみてください。

##### (2) 風力発電施設の設置手続き

委員名	意見概要
A委員	・風力発電は地域性があり、条例や NEDO マニュアルといった現状の対応で十分だと考える。 ・今後、風力発電の増加が見込まれるなか、適地がなく、自然公園内に立地を検討する、ということもあり得る。条例も適用されている場合、自然公園法等による規制と重複する可能性があり、将来に向けて整理が必要ではないかと。
B委員	・補助金交付の有無に関係なく、電気事業法で許認可要件を捉えてアクセスが可能となっている点が重要。風力発電にもアクセス手続を課すことには大きな意義がある。

##### (3) 補助金事業の交付金化への対応

委員名	意見概要
A委員	・対象事業を広げるか、ただ単に交付金事業を対象とするのではなく地域によりチェックされない事業についてどのように対応するのか、といった議論をしてもいいのではないかと。
B委員	・政権交代に伴い、交付金化の動きが拡大すると思われるが、その拡大傾向を踏まえて判断する余地があるのではないかと。 ・補助金の交付金化とアクセスをどうするのかは関係なく、交付金化に伴いアクセスに影響を及ぼさないようにするのは当然のこと。また、制度化するなら「国の補助金等」の等ではなく明確にする方がよい。
C委員	・今後交付金が拡大することを考慮すると、交付金対象事業も国の管理要件に当たるとして法の適用対象としたほうがよい。その際は、現行法の「国の補助金等」にさらに交付金を含めたらどうか。
D委員	・補助金が交付金化する段階で環境大臣が何らかのチェックができる仕組みを設ける等を検討する必要がある。

委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の形でお金が出るか、交付金の形でお金が出るか、その後の事業決定がどこまで柔軟にできるかを整理して議論する必要がある。</li> <li>・交付金化により環境にどのような影響を及ぼすかを、交付金化する段階で考えればそれなりに対応できる。</li> </ul>
-----	---

## 2. 地方公共団体の関与について

### (1) 政令指定都市の意見提出

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従来から政令指定都市だったものと、後発の政令指定都市とはいろいろな面が同水準とは必ずしもいえない。</li> <li>・このため、都道府県から一律に政令指定都市に権限を下していい、というのではなく、アセス条例制定までの実態を踏まえた上で、政令で定める市を指定し、都道府県から権限を下す、ということは十分考えられる。</li> <li>・複数の自治体から意見が出ることについては、法律上は想定している。制度上、最後は許認可権者がどう判断するか、という問題となっている。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例未制定の市もあり、政令指定都市と一括りにせず、政令で定める市として対応できるのではないか。この際、審査会の有無が、政令で定めるか否かを判断するポイントとなる。</li> <li>・政令指定都市の意見提出を認めても、当該都道府県の意見提出は、必要に応じてありうるのではないか。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A委員、B委員の意見と一致している。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・影響区域が政令指定都市単独で収まっている事業は84件中6件と少なく、現行の各市町村の意見を都道府県がまとめる方法が望ましい。</li> <li>・自治体間で対立する意見が出た場合、事業者としての判断は難しいことから、現行通り、自治体側で意見をとりまとめて頂きたい。</li> </ul>
E委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市の関与は前向きに捉えるべき。</li> <li>・政令指定都市になって一定期間経過する、一定期間の間に条例をつくる、ないし条例化の議論に着手することを条件として、権限を付与していいのではないか。その場合も、それに対して都道府県が附帯意見を出せるような措置が制度定着までは必要。</li> </ul>
F委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の意見が反映される仕組みが大切であり、政令指定都市が事業者意見に直接言えるようにした方がいい。</li> <li>・都道府県も、広域的な観点から意見できるよう、権限を残した方がいい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政令指定都市が直接事業者意見を出せる仕組みは積極的に考えるべき。</li> <li>・政令指定都市の範囲内に影響範囲がとどまる、と事業者が判断しても、実際は広域的な影響が出てくることもあり得るため、都道府県は意見を提出「すべき」か「できる」か、やり方の問題ではあるが、最低でも「できる」ということは確保すべき。</li> <li>・対立意見が出て事業者が困る、というのは、アセスは事業そのものの実行可否を判断するものではないので、そのような意見については考慮しなくていい。環境に関わる意見のみ、意見として参考にすべきものであ</li> </ul>

	る。
--	----

(2) 複数の地方公共団体にまたがる事業の審査

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つ以上の都道府県にまたがる事業の審査手続の効率化を「制度」として仕組むかについては、慎重であるべき。</li> <li>・審査手続の過程で、都道府県間における意見の対立がクリアになる場合もありうるので、自治体の判断において審査会の共同開催など効率化を運用上行う、ということにすればいい。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重複審査は効率的でないという意見があるが、期間内で実施できるなら、運用の問題として対応すればよい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同じ手続きを複数の県に行って行わねばならないのは事業者にとって酷。</li> <li>・運用上、合同審査会の開催は可能であるが、自治体の自主的判断で、協議がまとまって行える場合は、条文上「できる」規定を置いた方が、自治体も行いやすいし、事業者も要望を出しやすいのではないか。</li> </ul>

(3) その他

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで、市町村の意見が都道府県知事の意見に十分反映されなかった事例はあるのか。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングやアンケートの中で、反映されなかったという回答があることは事実であるが、可能な限り調べてください。</li> </ul>

3. 環境影響評価結果の事業への反映について

(1) 事後調査

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度では、予測の不確実性が高い場合等において準備書から評価書の段階で事後調査を実施するよう事業者に対して求められる仕組みになっており、現状、特に問題は生じていないと考える。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性に関わる部分は、その事業を行った場合の不確実性が高いという点で行われているものが多い。</li> <li>・ただ調査すればいいのではなく、その結果を同種の事業に反映できるようにすることが大切。特に、予測・評価がうまくいかなかった事例こそ重要であり、アセスの精度向上のため情報公開していくべき。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査では約半分しか回答しておらず、未回答のものは、実際どうなっているか不明。</li> <li>・事後調査により追加的な保全措置等の対策がとられていることからすると、事後調査には積極的な意義があり、法に制度として義務付けるべき。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査の回収率が高くなく、実際にはあまり公表されていないのではないかという疑念がある。</li> <li>・行政や第三者が事後調査の結果を確認できるような形にするのが必要。許</li> </ul>

	認可権者への報告と公表をすべき。
E 委員	・事後調査の結果がアセス結果と違う場合、問題があったらしっかり改善する仕組みがないと、調査の結果は社会に受容されないのではないか。
F 委員	・事後調査はやってほしい。事後調査の結果は、地域の住民にとって関心事であるため、分かりやすい形で公表してほしいので、わかりやすい公表の仕方をとるところを文言として入れた方がよい。 ・対象項目について見直して地域の歴史、文化、景観など入れた方がよい。
G 委員	・何らかの規制がない限り、事後調査の制度はうまく機能しないのではないか。 ・事後調査の費用等については、事業費の何%という一定の範囲で事業者の負担とするが、実施は行政や第三者機関が行って、透明性高く行うべき。
委員長	・事後調査は何のためにあるのか。事後調査の目的と、その目的の場合はどうなるのかを、整理することが必要。 ・現行制度ではやればできる仕組みとなっているが、義務付けをする際には、何年後に事後調査を課すのか、主体が変わる場合に誰が責任をもつのか、等の論点がある。

## (2) 許認可の反映について

委員名	意見概要
A 委員	・許認可結果の公表については、他制度の例の少なさを見ると、現実的には困難かもしれないが、アセス法で先行してやるべきであり、可能性を検討してほしい。
委員長	・アセス法は横断条項となっており、横断条項中に公表する旨を入れ込むのか、個別法で対応すべきものなのか、という問題がある。

## (3) 未着手案件の環境影響評価手続の再実施について

委員名	意見概要
A 委員	・現行制度において、再実施は事業者の判断に委ねられているが、具体的に問題が起きた例があるのかどうか、仮にあった場合はその原因をよく吟味したうえで、再評価の義務付けを検討すべき。 ・他の事業者による影響や地域特性もあるので、一律何年たったら再評価するというのは適切ではない。
B 委員	・条例でアセス手続を再実施した例は2例あるが、対象案件何件のうちの2件か。この2件について掘り下げるべき。 ・未着手案件と政策評価法の事後評価との関係はどうなるのか。
委員長	・事業者の責に帰すべき事由か否かの仕分けは問題。 ・工事が長期にわたる事業についても、強制的に再アセス手続を課すか、環境大臣による勧告か、許認可権者に検討させるのか、というのもある。再検討すべき。

#### 4. 環境影響評価手続の電子化について

委員名	意見概要
A委員	・電子化は、希少種の扱いはやや気になるが、特に問題がなさそうなので進めるべき。
B委員	・電子化は進めるべき。 ・ただ、電子化に伴い、原子力発電の場所や構造などが容易に全世界中に知られることになると、安全保障上の問題があるのではないかと。
C委員	・原子力発電所のセキュリティは強化が図られており、電子公開にあたっては、配置図等の一部情報はマスキングするなどの配慮が必要かもしれない。 ・システムの整備・維持管理等の負担や、公表期間などといった課題があり、また、小規模事業者が対応するのは難しい面もあるので、自治体や国による一元管理ということも考えられるのではないかと。
D委員	・行政手続の電子化は日本は比較的遅れていて、時代の流れからいって、電子化は当然進めるべき。 ・クリアすべき問題もあるので、事前に対応策を検討しておくべき。
E委員	・アセス図書をいつまで縦覧するかは、ライブラリのようにストックして、共有財産とする仕組みが考えられる。どこが負担するかは議論になるが、共通のプラットフォームのようなものは必要と考える。
F委員	・電子化は進めるべき。 ・希少種の扱いは慎重になるべきだが、紙媒体前にチェックされていればよい。
G委員	・紙媒体の時点で問題点を整理・議論したうえで、電子化を進めるべき。
委員長	・紙媒体では情報を出しているが、電子媒体ではだめ、という議論は単なる危惧にすぎない。 ・電子情報の縦覧期間については、終了案件はライブラリにストックといったやり方があるので、継続案件と終了案件を切り分けて、紙媒体の縦覧と同じように縦覧するという考え方で整理がつくかもしれない。 ・現行は、紙媒体のアセス図書は自治体に場所を借りている。電子化した場合、縦覧主体は事業者であるという点は変わらないが、電子化の場合も自治体に求めるのはありうるのではないかと。

#### 5. 情報交流について

##### (1) 公聴会

委員名	意見概要
A委員	・審査員が、意見が要約された文書ではなく、専門的な意見を持った住民の生の声を聞く公聴会は有効であり義務化すべき。 ・情報の整理・提供は、すでに環境省HP等で推進されており、法改正を伴わなくても、実質的に進めていただきたい。
B委員	・公聴会は、多くの自治体で取り入れられており、法での義務付けは重複感がある。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公聴会を義務付けていない自治体は、事業者が行う説明会で住民が直接意見を事業者に伝えることができ、それで十分という考え方なのは。</li> <li>・義務付ければ、説明会と重複する可能性がある。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で制度上位置付けて運用しているので、分権の流れもあるから、法律で義務化する、というのは慎重であるべき。</li> <li>・事業者が行う公聴会と都道府県知事が行う公聴会に質的な違いがあれば新たな制度を仕組むことになる。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法で義務化すべき。条例で規定されているならば逆に負担感はないのではないか。</li> </ul>
E委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県の公聴会プロセスは、都道府県が意見を形成するために行うものであり、法で義務付けるときには事業者が開催することになる。都道府県で公聴会を開催している例が極めて多いことに鑑みると、さらに事業者が開催するよう義務付けるのは現状では難しいのではないか。</li> </ul>
F委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で位置付けていない自治体ではどういう問題がでているのか、定性的でいいので教えてほしい。</li> </ul>
G委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者としては説明会で広く住民の意見を聴いている。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の条例でやられている以上は条例を尊重する方がよいという意見がやや多い。</li> <li>・説明会や公聴会は、討論会と区別されるべきではないか。その理解は重要。趣旨を明確にしないと義務化への懸念材料とされることになる。</li> </ul>

## (2) 方法書意見への対応

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書段階での住民意見がきちんと反映されるよう、方法書に対する意見をどう反映させたのかという回答は義務化すべき。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法では方法書意見は準備書で整理する、となっており、方法書段階の見解書を設けるとアセス手続が長期化する恐れがある。方法書段階で充実させるべきは、住民に対する情報提供や説明会と考える。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書から準備書までに長期間かかる場合には、方法書に対する意見を提出した人に不親切。ただし方法書が何を言おうとしているのかをよりの確に理解してもらうことの方が優先課題であろう。</li> </ul>

(1)(2)の区分が明確である発言については、前後関係等をもとに事務局において分類を行った。

各項目のA, Bはその項目での発言順を指すものであり、同一委員を指すものではない。

## 第2回環境影響評価制度専門委員会における各項目毎の委員意見概要（発言順）

### 1. 対象事業について

#### (1) 国と地方の役割分担

委員名	意見概要
A委員	・地方分権の流れを見ると、現在の法と条例の棲み分けを大きく変更する理由はないのではないか。
B委員	・条例で対応しているものは、その地域の特色が反映されていてよい。
C委員	・国と地方の役割分担は、現在の仕組みでよい。
委員長	・法と条例の棲み分けは尊重すべきという意見が多かった。

#### (2) 法的関与要件

委員名	意見概要
A委員	・法的関与要件は、環境影響評価法の骨格であり、維持すべき。
委員長	・法的関与要件を外すことは無理ではないか。

#### (3) 補助金事業の交付金化への対応

委員名	意見概要
A委員	・補助金の交付金化については、地方からとりあげるものではなく、対応すべきではないか。
B委員	・交付金化された大規模な事業が条例でアセスされているか検証しつつ、対応が必要。

#### (4) 将来的に実施が見込まれる事業種への対応

委員名	意見概要
A委員	・放射性廃棄物処分場、CCS等の事業については、アセス法よりさらに厳しい方法で箇所選定する流れになっているが、大きな事業だから国が関わる仕組みが必要。
委員長	・CCSについては、既にアセスを行う規定があり、これをもって法対象とするかどうかは議論の余地がある。
B委員	・CCSや放射性廃棄物最終処分場については、知見を蓄積する時期である。 ・放射性廃棄物については、環境基本法において原子力基本法その他の関連法令で定めるとされていることとの整理もある。 ・CCSについては、実証試験の段階であり、実用化のタイミングを見る必要がある。

(5) 条例等による環境影響評価が実施されている事業種への対応

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電については、環境影響が普遍的か、当該事業が全国的なものかどうかの検討が必要。</li> <li>・風力発電を条例に適用した事例で、特にバードストライク対策において、利点が見いだせるのであれば、条例での対応とする余地はあるが、ほとんどは、渡り鳥のように広域的な視点を要するので、そうであれば法対象とすべき。生物多様性としては全国的な影響があるとみるべき。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電については、風況の関係から適地があるので、地域性を反映した条例や NEDO マニュアルにて対応することが適切である。鳥のデータについては国で情報整理するというのはある。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金を出しているし、温暖化対策としてイメージが悪くなるのも困るので、条例で実績が少ないこのタイミングで、風力発電を法対象事業として検討すべき。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電事業については、対象とする条例が4事例しかない中で、法の対象事業としてよいのではないかと。今後、風力発電の拡大が予測されており、住民等に配慮した事業を進めるためにも環境配慮を盛り込む方がよい。</li> </ul>
E委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電は、現在の仕組みの対応で住民関与について対応に差があるようなので、法対象とすべき。</li> </ul>
F委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例で対応していることは大事だが、補助金が出ていなくとも環境影響が大きい場合には対応すべきことはすべきである。</li> <li>・条例に委ねると風力なども条例がゆるいところに集まるなど不均衡な立地が出てくる。全国的な視野から地域のキャパシティに応じた規制が必要。</li> </ul>
G委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電を法対象とすることは必要だが、規模要件を出力だけでなく、高さやブレードの大きさを要件にすることはありうる。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風力については、現在の条例では、規模要件等にばらつきがあり、法の対象として前向きに検討すべきではないか。</li> </ul>

(6) その他

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の土砂を動かす事業や、高層建築物の建設事業についても景観等の観点から法対象事業とすべきではないか。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂事業等の法対象化は、長期的な検討課題である。</li> </ul>

## 2. スコーピング手続について

委員名	意見概要
A委員	・方法書段階でのコミュニケーションの充実は必要で、公共事業もPIで導入されているので説明会導入は考えた方がいい。
B委員	・事業者との信頼関係構築のためにも、方法書段階の説明会は導入すべき。
C委員	・方法書段階で説明会を行い、影響がどうなるかスコーピングで絞っていくことが大事。 ・現在の方法書は、マトリクス表に丸をするだけの形式的なものになっており、住民にとって事業者が何を重点的に調査したいのかが見えにくく、意見も出しづらくなっている。
D委員	・方法書段階で住民理解を進めることは重要であり、事業者はパンフレット作成などで対応している。方法書段階で説明会を開くとすると、住民の求めるもの（評価結果）とミスマッチが生じ、説明会が形骸化するおそれもある。
E委員	・方法書の作り方について、影響の仮説を出して分かりやすく書いてもらうのがよい。
F委員	・方法書段階でのコミュニケーションの充実は大切だ。 ・過渡期は混乱もあるだろうが、方法書の位置づけを明らかにし、運用上のガイドラインを作り、用語説明に関しては環境省が一般的な用語解説をつくるなどにより、事業者の負担軽減も併せて措置する必要がある。
委員長	・方法書は、事業者が適切な評価手法を選択するための担保措置であり、コミュニケーション自体を目的化すべきものではない。 ・法制定時、方法書手続をなぜ入れたか、環境省が国民に十分説明してこなかったことも問題。何のための方法書かを明確にすべき。 ・このためには説明会は大事で方法書は何なのか理解してもらい、このように変更することもあるということを説明させてもらう場である。

## 3. 国の関与について

### (1) 現状では環境大臣関与のない事業の取扱について

委員名	意見概要
A委員	・公有水面埋立の問題については、自治体のアンケートでもあった方がいいとされていて環境大臣は関与すべき。 ・知事が許認可権限をもつことと大臣が意見を出すのは別の観点からである。環境大臣の意見は、諸外国のアセス制度における、「第3者機関の意見」の役割を果たしているというべき。

B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方の自由な判断を拘束するのが通常の「国の関与」であり、環境大臣が手続上意見を言えるようにすることを「国の関与」と言えるかどうか。</li> <li>・環境大臣が意見を言う場合は、自動的に義務的に意見を言うのではなく、地方が求めるときは意見を言う、という形の方が望ましい。環境大臣が、全国的な見地及び知見から意見を言う、というのはいり得る。</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要。</li> <li>・特に生物多様性に関しては、全国的な視点からの意見が必要であり、いつでも大臣意見を言えるようにすべき。</li> </ul>
D委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的、専門的意見に加え、生物多様性の観点から、グローバルな視点からの意見が重要で、環境大臣関与は必要と考える。</li> </ul>
E委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要。また CO<sub>2</sub> に対する意見も発言が必要。</li> </ul>
F委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有水面埋立に関して環境大臣関与を設けることが必要である。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公有水面埋立に関して環境大臣関与は必要で、適切な助言を適時述べるができるように、分権の精神に反しない形で対応すべき。</li> </ul>

(2) 方法書段階での環境大臣の関与について

委員名	意見概要
A委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書段階での環境大臣関与はした方がいい。</li> <li>・実施方法としては、事業者が主務大臣に助言を求めることが可能という規定が11条にあるが、その際環境大臣も意見を言う、という規定にすればいい。</li> </ul>
B委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境大臣意見の中で、方法書に係るものについては、現行のアセスの仕組みでカバーできるものもあるのではないかと。仕組みと実例をもう少し整理すべき</li> </ul>
C委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が主務大臣に助言を求めることができる、その際にプラスして環境大臣も意見を求めることができる、という規定にすればいい。</li> </ul>
委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスの意見とは技術的にこうした方がいいということを出されるもの。</li> <li>・意見を出す場合、環境大臣が全部に意見出しするのは大変である。</li> </ul>

(1)(2)の区分が明確である発言については、前後関係等をもとに事務局において分類を行った。

各項目のA, Bはその項目での発言順を指すものであり、同一委員を指すものではない。不在委員による書面意見を含む。